

2025 年 9 月 22 日改定

2022 年 3 月 28 日制定

学校法人京都橘学園ガバナンス・ポリシー

学校法人京都橘学園（以下、本学園という）におけるコーポレート・ガバナンスとは、学校法人の使命と目的に基づき、経営の透明性・公正性を高め、ステークホルダーの支持を得て、迅速な意思決定を行うとともに、監督から執行の現場までを有機的に連携させ、持続的な学園の価値の向上を実現するための仕組みであり、その仕組みを構築し機能させることでもある。

本学園は、この基本的な考え方にに基づき、学校法人京都橘学園ガバナンスポリシー（以下、本ポリシーという）を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組む。

〔Ⅰ〕学校法人の使命と目的

（１）本学園の使命・教学理念

本学園は 1902 年に中森孟夫が「力を実業教育に注ぎて、将来自営独立の実力を得しめん」として、女子教育のために京都女子手芸学校を京都市内に創設した。

その後、1967 年に大学を開学したが、1970 年代の経営困難な時期を経て、高校とともに学園を再建した。2005 年には全学園を男女共学化し、教学理念の刷新を行った。2010 年に中学校を再開校し、2018 年にはこども園を開設した。中学校・高等学校とこども園では「自立・共生」の教学理念を掲げている。大学で掲げる「自立・共生・臨床の知」は各校の教学理念を包摂しており、学園は共通した教学理念で、研究、教育、保育などの活動を行っている。

（２）本学園の行動指針

本学園は、教職員の行動指針を Credo－私たちの信条－として示している。

京都橘学園は、学生生徒園児と教職員が、互いの夢と希望を共有し、一人ひとりの日々の成長を共に喜びあう環境の中で、人と社会に尽くす自立する人間を育てる学園です。

教職員は、

共に成長をめざす学園の構成員として学生生徒園児と対話的關係を築きます。

学生生徒園児一人ひとりの状況と変化を常に見守り、その可能性を最大限に引き出すよう努めます。

学生生徒園児が京都橘での経験を生涯大切にできる学園をつくります。
地域や社会の現実から積極的に学ぶとともに地域と社会に貢献します。

このような学園をつくるために、京都橘学園の教職員は、
互いに尊重しあい、経験と知恵を共有し、未来に向かって日々努力します。

〔Ⅱ〕 自律性の確保

本学園では中長期計画として「マスタープラン」を策定し、ガバナンス機能の向上を目指す。

（１） マスタープランによる事業計画

本学園では 2015 年度より中長期計画として、マスタープランを策定している。マスタープランは、外部環境の変化等により概ね 5 年ごとに見直す。現在、第三次マスタープラン(2023～2027 年度)を実行している。

（２） 財務計画

マスタープランでは、教学、人事、施設および財務等を含む総合的な事項に関する計画を策定する。

財務試算では、事業計画に伴う資金収支、事業収支のシミュレーションを行う。

マスタープランの実行にあたっては、毎年度の事業計画に関する各部署の予算について、法人事務局で事業ごとに予算化し、理事会で承認する。予算管理については、経営環境の変化に迅速に対応するため、11 月末時点での予算計画の策定と 3 月末時点での補正予算での修正を行う。

マスタープランの進捗状況は、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、データに基づき、進捗管理を行う。

（３） マスタープランの検討組織、策定プロセス

マスタープラン策定において、担当常務理事のもとにマスタープラン委員会を組織する。マスタープラン委員会のメンバーは常任理事会と同様であり、事務局は企画部企画課である。マスタープラン策定について、教職員を対象にしたマスタープランセミナーやプロジェクトなど教職員の参加を促進する。

マスタープランは各校の校務機関での審議を経て理事会で承認する。

（４） マスタープランの公表

マスタープランはホームページで概要を公表する。

進行状況について、教職員には対面またはオンラインによるマスタープラン経営・財務報告会を開催して説明する。監事にはマスタープランの進行状況を報告する。

評議員会に対して、毎年度の事業報告を行っているが、マスタープランの計画・実施報告を行っていく。

〔Ⅲ〕 継続性・透明性の確保

理事会、監事、評議員会によるガバナンス体制と適正な運営を行う。

1. 理事会

(1) 理事会の役割・責務

① 意思決定の決議機関としての役割

理事会は、受託者責任を認識し、適切な権限行使を行い、持続的な学園価値の向上に責任を負う。

理事会は、上記の責任を果たすため、理事・監事・評議員の報酬の決定、および重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保する。

理事会は、監事または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

② 理事会の決議事項の明確化

理事会において決議された事項は、議事録に記録し、保管する。

理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意する。

③ 理事および大学運営責任者等の業務執行の監督

理事会は、理事および設置学校等の運営責任者に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に設置学校等の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かす。

理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。

④ 設置学校長等への権限委任

設置学校長等が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を設置学校長等に委任する。

各校では学校長を補佐する役割として副学長等を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制とする。

各々の所掌する校務および所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図る。

⑤ 実効性のある開催

理事会は、年間の開催計画を策定し、審議事項については事前に決定し、全理事に通知する。

(2) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- ② 理事長を補佐する理事として、専務理事および常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代行権限順位も定める。
- ③ 理事長の選任および解任については、寄附行為に定める。
- ④ 理事の選任について、学長は学長候補者推薦委員会からの候補者を理事長が学長として任命し、理事選任委員会において選任された場合に理事に就任する。各校園長より2名の理事と学識経験者理事は理事選任委員会で選任する。
- ⑤ 理事の解任については、寄附行為に定める。
- ⑥ 理事は、法令および寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行う。
- ⑦ 理事は、善管注意義務および第三者に対する賠償責任義務を負う。
- ⑧ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長および監事に報告する。
- ⑨ 本法人と理事との利益が相反する事項について、理事は代表権を有しない。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける。

(3) 専務理事および常務理事の役割

- ① 専務理事および常務理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、各校の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進する。
- ② 専務理事および常務理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行する。

(4) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第31条第4項第2号に該当する理事）を選任する。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に寄与し、理事としての業務を遂行する。

(5) 理事業務を支援するための体制整備

- ① 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に

努める。

- ② 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを行う。

2. 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務および第三者に対する賠償責任義務を負う。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べるができる。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況を監査する。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会へ報告する。さらに、理事会および評議員会の招集を請求できるものとする。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求する。

(2) 監事の選任

- ① 監事は、監査の独立性を確保する観点から、理事、評議員、学校法人の職員、子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員との兼職を禁止し、1人以上の理事、他の監事または2人以上の評議員と特別利害関係を有していない者とする。
- ② 監事は評議員会の決議をもって選任する。
- ③ 監事は寄附行為に定める人数を置く。
- ④ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮する。
- ⑤ 学園規模、監査業務を考慮し、三様監査の体制、内部監査室、会計監査人との意見交換などを充実させる。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、監事監査規程を作成する。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知する。
- ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会および評議員会に報告し公表する。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、会計監査人および内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し、監事監査の機能の充実を図る。

- ② 監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するため、監事会を設置する。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努める。
- ④ 監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整える。
- ⑤ 監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するため、監事推薦委員会を設置する。

3. 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

① 評議員会の諮問事項

次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴く。

- (ア) 予算および事業計画の作成または変更
- (イ) 重要な資産の処分または譲受け
- (ウ) 多額の借財
- (エ) 役員および評議員に対する報酬等の支給の基準の策定または変更
- (オ) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (カ) 寄附行為の変更（私立学校法施行規則第 54 条に定める軽微なもの）
- (キ) 寄附金品の募集に関する事項
- (ク) 理事の選任
- (ケ) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員会の運営方法

議長は評議員からの互選とする。

評議員会は、本法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴する。

評議員会は、監事を選任する。

4. 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任する。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者とする。
 - (ア) この法人の職員で評議員会において選任した者 9 名
 - (イ) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、評議員会において選任した者 6 名以上 7 名以内
 - (ウ) この法人の設置する学校の在学者の父母または卒業生の父母で、評議員選任委

員会において選任した者 6 名

(エ) 学識経験者のうちから、評議員選任委員会において選任した者 6 名以上 7 名以内

- ③ 本法人の業務もしくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べもしくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出する。

[IV] 公共性の確保

1. 大学の教学ガバナンス

理事会は、理事会の権限の一部を常務理事を兼ねる学長に委任している。理事会および理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努める。

学長は、京都橘大学学則に基づき、大学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する。

2. 学長

(1) 学長の選任

学長は、「京都橘大学学長選考規程」に基づき選任する。学長の選任は、学長候補者推薦委員会により推薦された候補を、教職員が二次に渡る投票で候補者を決定する。理事長は、推薦委員会の委員長から最終学長候補者の推薦を受け、理事会に諮り、学長予定者として、学長就任の承諾を求める。

(2) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、京都橘大学学則第 1 条に掲げる「教育基本法および学校教育法の規定に基づき、広く一般教養を施すとともに、深く専門の研究に根ざす学芸および技能の教授を行い、もって、教養高く情操豊かにして地域社会および国際社会の発展に貢献しうる、社会に有為なる人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
- ② 常務理事を兼ねる学長は、理事会から委任された権限を行使する。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。

3. 副学長

大学に副学長を置き、副学長選任規程により、大学の管理運営および教学に関する学長の職務を全般的に補佐する。

副学長は、学長の推薦により、理事長が任命する。

副学長は、学長が事故・病気等により長期にわたり執務できない事態になったとき、学長の職務を代理する。学長が欠員となったとき、次期学長就任までの間、学長の職務を代行する。

4. 大学評議会・学部教授会

大学の教育研究の重要事項を審議するために、大学評議会を設置している。審議する事項については「京都橘大学大学評議会規程」に定める。

また、各学部の運営に関する重要事項を審議するため、学部教授会を設置している。審議する事項については、「京都橘大学教授会規程」に定める。

学校教育法第93条に定められているように、大学評議会および教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会および教授会代表者会議の審議結果に拘束されるものではない。

〔V〕信頼性の確保

1. 大学でのステークホルダーとの関係

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければならない。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばならない。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、信頼性を担保する必要がある。

学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な方針を予算編成のなかで策定する。

（1）学生に対して

学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にする。

① 学部学科、大学院研究科ごとの3つの方針（ポリシー）

- ア 学位授与の方針・卒業時の達成目標（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。

「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。

- ② 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含む IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。

自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組む。

- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処する。

（２）教職員に対して

① 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保する。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため教育職員個々の教育・研究活動に係る事業計画を毎年度明示する。

教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに教育開発・学習支援室を設置し、年次計画に基づき取組みを推進する。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

教育に関わる事務職員等の資質・能力の向上を目的とする研修等を計画し実施する。

（３）社会に対して

① 認証評価

2004年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられた。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努める。

② 自己点検および評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況および各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行する。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報および保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者および社会に対する説明責任を果たす。

(4) 社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努める。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能する。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供する。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組む。

(5) 寄付活動

教育研究活動を積極的に社会に発信し、「寄付を受ける」から「寄付を募る」への転換を図り、財務室を設置して寄付金募集事業を推進する。

3. 危機管理および法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組む。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組む。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組む。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組む。
- ② 法令等に違反する行為またはそのおそれがある行為に関する職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図る。

4. 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関である。このことを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努める。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要である。大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保する。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たす。

（１）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 の 2）、私立学校法等の法令および日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定もしくは一定程度共通化されている公開するとした情報については主体的に情報発信していく。

① 教育研究上の基礎的な情報

- ア 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称および教育研究上の目的
- イ 教員組織、各教員が有する学位および業績
- ウ 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- エ 授業科目、授業方法および内容ならびに年間の授業計画
- オ 学修成果に係る評価および卒業または修了認定に当たっての基準
- カ 校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境
- キ 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
- ク 学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援
- ケ 教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識および能力に関する情報

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最

大限公開する。

① 教育・研究に資する情報公開

ア 海外の協定校および海外派遣学生者数

イ 社会貢献・ボランティア活動

ウ 大学間連携

② 学校法人に関する情報公開

ア 中期計画書

(3) 情報公開の工夫等

① 上記(1)②および(2)②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供する。

② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流であるが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用する。

[VI] 併設学校等の運営

本法人は、京都橘中学校・高等学校、たちばな大路こども園を設置している。

各校においても、本ガバナンス・ポリシーの理念を尊重するとともに、該当する部分は教育保育活動の規範とする。

附則

1. このガバナンス・ポリシーは、令和4年4月1日から施行する。
2. このガバナンス・ポリシーの改廃は、常任理事会の審議を経て、理事会の承認を要するものとする。
3. 日本私立大学連盟「私立大学版ガバナンス・コード」に変更が生じた場合、その内容に準じて、改定する。
4. このガバナンス・ポリシーは、令和7年9月22日から施行する。